

令和5年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第128号	令和5年度宝塚市水道事業会計補正予算 (第1号)	可決 (全員一致)	11月30日
議案第138号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の 条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第139号	生活衛生等関係行政の機能強化のための関 係法律の整備に関する法律の施行に伴う関 係条例の整理に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第140号	阪神水道企業団規約の変更に関する協議に ついて	可決 (全員一致)	
議案第141号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第142号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第143号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第144号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 令和5年11月27日（議案審査）

- ・出席委員 ◎伊庭 聡 ○大川 裕之 泉 友紀 大島 淡紅子
おだ たか子 末永 やよい 寺本 早苗 中野 正

② 令和5年11月30日（議案審査）

- ・出席委員 ◎伊庭 聡 ○大川 裕之 泉 友紀 大島 淡紅子
おだ たか子 末永 やよい 寺本 早苗 中野 正

③ 令和5年12月20日（委員会報告書協議）

- ・出席委員 ◎伊庭 聡 ○大川 裕之 泉 友紀 大島 淡紅子
おだ たか子 末永 やよい 寺本 早苗 中野 正

(◎は委員長、○は副委員長)

令和5年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第128号 令和5年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）	
議案の概要	
補正後の令和5年度宝塚市水道事業会計予算	
収益的収入	
水道事業収益の予定額 47億7,179万6千円(3,300万円の増額)	
<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰の影響を受けた水道施設の動力費について、令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した補助金を受け入れようとするもの。 	
論 点	なし
<質疑の概要>	
問1	今回の補正予算は、水道施設の動力費について物価高騰の影響を受けたことによる補助金の受入れとある。当初予算の動力費を見る限り不足分は発生しないと思うが考え方は。
答1	予算不足による補助金の受入れではなく、物価高騰による影響があれば交付金として支出するという国の交付金制度に沿って要望するものである。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第138号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について	
議案の概要	
現在、公の施設として管理している末広駐車場を、都市公園条例上の都市公園施設に位置付けるため、関係条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	所管の変更によりコスト削減が図られるとある。どの程度を見込んでいるのか。
答1	指定管理者が行っている植栽管理費用は年間30万円程度と聞いているが、末広中央公園との一括管理で、十数万円から20万円程度の効果を想定している。
問2	本市のパークマネジメント計画策定に当たり、末広中央公園や周辺施設等は今後民間活用の導入を検討するとの記載があったが、それを見込んだものか。
答2	今回の条例改正は、末広駐車場の利用者の大半が公園利用者であることや、植栽管理のコスト削減等も含めた適正管理ができるという判断によるものである。一方で宝塚市パークマネジメント計画策定の中で、末広駐車場を含む市役所周辺エリアのオープンスペースなどにおける民間活力導入の検討を行う。
問3	利用者への影響と、公園の面積規模の考え方は。
答3	利用形態や料金設定の変更はなく、利用者への影響はない。現担当課とも連携して調整を図り、引継ぎを行っている。所管替えに伴い面積も拡大することから、区域変更の公告を行う。
問4	今まで同駐車場利用時に、障がい者区画の予約ができなかったが検討は。
答4	利便性の向上も含めて、個別具体的に確認しながら検討していきたい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

令和5年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第139号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案の概要	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	<p>問1 本市における班状歯の概要と、所管の移管による影響は。</p> <p>答1 昭和30年4月1日から昭和46年5月までに供給した水道水のうち、一部地域において自然由来のフッ素濃度が厚生労働省令で定める水質基準を超えていた。歯の形成時期に水質基準を超えた水道水を飲用したため、班状歯が発生した。現在も班状歯の認定と給付を行っている。フッ素の環境基準や条例等も同内容であることから、所管替え後もこれまでと同様に対応できると考えている。</p> <p>問2 所管の移管や条例の改正について、関係事業者に対する周知は行うのか。</p> <p>答2 国や県から周知されると考えており、市から事業者への周知は考えていない。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第140号 阪神水道企業団規約の変更に関する協議について
議案の概要
令和7年4月1日から阪神水道企業団に明石市を加入させることに関して関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 明石市への供給は、第三者委託制度を活用し神戸市の施設を利用して供給する とある。明石市への供給に関する配水管の劣化や管路更新、事故などが発生した 場合の経費負担はどうなるのか。
答1 神戸市と明石市が契約を結び、責任の分界点等を取り決めると聞いており、他 の構成市に負担が及ぶことはないと考えている。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議案第141号 市道路線の認定について
- 議案第142号 市道路線の認定について
- 議案第143号 市道路線の認定について
- 議案第144号 市道路線の認定について

議案の概要

都市計画法に基づく土地の帰属により市道路線を新規に認定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 認定しようとする道路のうち、最大幅員が4.5メートル、最小幅員が4メートルと狭くなっているものがあるのはなぜか。
- 答1 開発に伴う道路整備は開発ガイドラインで形状を定めており、いわゆる突き当たりとなる袋路状道路のうち延長が35メートル以下の場合で終端に転回広場が設けられる場合は、全幅4.5メートル以上かつ有効幅員4メートル以上としているため、今回は基準に合致している。

- 問2 今後は6メートル道路にして、認定道路として受けたほうがよいのではないか。ガイドラインは市で変更できるのか。
- 答2 ガイドラインは市で定めている。袋路状道路を整備する場合、建築基準法の位置指定道路の基準をおおむね準用しながら、都市計画法の開発許可の場合は原則として幅員6メートルとし、延長35メートルを超える場合は転回広場を設けるよう指導している。ただし、延長35メートル以下で転回広場を設ける場合は、全幅4.5メートル以上かつ有効幅員4メートル以上でも認めている。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果

- 議案第141号 可決（全員一致）
- 議案第142号 可決（全員一致）
- 議案第143号 可決（全員一致）
- 議案第144号 可決（全員一致）